

令和元年度

監査結果報告書（後期）

定期監査

財政援助団体監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目 次

第 1 定期監査	1
監査期間 監査範囲	1
監査方法	4
監査結果	5
総務部 企画経済部 財政部	5
保健福祉部 会計管理者 厚田支所 浜益支所	6
教育委員会生涯学習部 選挙管理委員会	7
第 2 定期監査（学校分）	8
監査期間 監査範囲 監査方法	8
監査結果	9
緑苑台小学校	9
花川南中学校 花川北中学校	10
第 3 財政援助団体監査（その 1）	11
監査期間 監査範囲 監査方法	11
監査結果	12
団体の概要：石狩商工会議所	13
財政的援助の概要：商工会議所経営改善普及事業交付金	15
第 4 財政援助団体監査（その 2）	16
監査期間 監査範囲 監査方法	16
監査結果	17
団体の概要：石狩市民生委員児童委員連合協議会	19
財政的援助の概要：石狩市民生委員児童委員連合協議会交付金	20

第5 公の施設の指定管理者監査 22

監査期間 監査範囲 監査方法 22

監査結果 23

施設の概要：石狩市リサイクルプラザ 24
指定管理者の概要：公益社団法人石狩市シルバー人材センター . . . 26

第 1 定 期 監 査

監査期間

令和元年10月16日から12月4日まで

監査範囲

令和元年度監査等計画及び令和元年度監査実施計画（後期）に基づき、令和元年度上期（平成31年4月から令和元年9月まで）の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

〔対象部局・実施期間〕

部 局	抽 出 課	実 施 期 間
総 務 部	行政管理課、契約課	10月16日～17日
企 画 経 済 部	企画課、秘書広報課、参事（政策担当）、企業連携推進課、東京事務所	10月18日～23日
財 政 部	税務課、納税課	10月24日～25日
環 境 市 民 部	環境政策課、市民課	10月28日～30日
保 健 福 祉 部	福祉総務課、子ども政策課、子ども家庭課、子ども発達支援センター、はまます保育園	10月31日～11月8日
建 設 水 道 部	建設総務課、建築住宅課	11月11日～13日
会 計 管 理 者	会計課	11月14日～15日
厚 田 支 所	市民福祉課	11月18日～19日
浜 益 支 所	市民福祉課、浜益国民健康保険診療所	11月18日～19日
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部	学校教育課、教育支援センター、厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、学校給食センター、市民図書館、市立小中学校	11月20日～28日
議 会	議会事務局	11月29日～12月2日
選 挙 管 理 委 員 会	選挙管理委員会事務局	12月3日～4日

〔監査項目・対象書類〕

監査項目		対象書類
①収入金の収入事務（抽出）		収入金の決定書、収入原簿など、収入に関する書類
総務部	職員住宅貸付収入、その他雑入	
企画経済部	出資法人等清算金収入、協議書第3条2項関係剰余金、船員手帳交付手数料	
財政部	道民税徴収事務取扱交付金、延滞金	
環境市民部	オフセット・クレジット売払収入、戸籍証明手数料（コンビニ）、住民登録証明手数料（コンビニ）、印鑑登録証明手数料（コンビニ）、納税証明等手数料（コンビニ）、通知カード再交付手数料	
保健福祉部	民生委員活動費交付金、民生委員協議会交付金、地域少子化対策重点推進交付金、児童扶養手当負担金、児童手当負担金、助産施設負担金、通所支援事業負担金（利用者負担分）、通所支援事業負担金（公費負担分）、全国私立保育連盟等受益者負担金	
建設水道部	諸証明手数料（都市計画）、開発行為許可申請等手数料、建築確認及び完了検査手数料、建築諸証明手数料	
会計管理者	その他雑入	
厚田支所	行政財産目的外使用料、通知カード再交付手数料、個人番号カード再交付手数料、（介護特会）地域支援事業負担金（介護予防事業）	
浜益支所	行政財産目的外使用料、通知カード再交付手数料、（介護特会）地域支援事業負担金（介護予防事業）、（国診特会）回診料	
教育委員会 生涯学習部	小学校理科教育設備費補助金、中学校理科教育設備費補助金、その他雑入、屋内体育館使用料、はまます郷土資料館入館料、行政財産目的外使用料、図書館振興財団助成金	
選挙管理委員会	参議院議員選挙費委託金	
②旅費の支給事務		出張命令簿など、旅費支出に関する書類
③支出事務 ア 賃金（臨時職員、抽出）		任用（雇用）決議書、出勤簿、休暇簿など、賃金支出に関する書類
総務部	行政管理課	
保健福祉部	子ども家庭課、はまます保育園	

厚田支所	市民福祉課
浜益支所	市民福祉課、浜益国民健康保険診療所
教育委員会 生涯学習部	学校教育課、厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、市民図書館
選挙管理 委員会	選挙管理委員会事務局
イ 需用費（消耗品費、修繕料）、ウ 役務費（通信運搬費のうち切手等購入費、手数料のうち医療給付関係を除く）、エ 委託料（予定価格50万円未満のもの）、オ 使用料及び賃借料（消火器賃借料、その他使用料及び賃借料）	執行決議書など、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料支出に関する書類
カ 負担金補助及び交付金（平成30年度分を対象、抽出）	補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類
企画経済部	石狩市公園を活用した多世代交流拠点事業交付金、浜益区民間アパート建設・運営支援事業助成金、石狩・ワニノ姉妹都市提携記念事業補助金、石狩日中友好協会交付金
保健福祉部	石狩市連合遺族会補助金、子どもの居場所づくり推進事業交付金、石狩市子ども健全育成事業交付金、石狩市私立幼稚園振興会教員研修会交付金、石狩市幼稚園型一時預かり事業交付金
建設水道部	道路愛護事業交付金、石狩河口パークゴルフ場協働運営事業交付金、危険空家除却費補助金
浜益支所	集会所運営交付金（群別自治会消防設備設置工事）
教育委員会 生涯学習部	学校奨励プログラム等推進事業交付金、外部指導者活用事業交付金
④契約事務（抽出）	執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類一式
総務部	石狩市職員定期健康診断業務委託
企画経済部	浜益区公共施設配置検討業務、地域公共交通網調査研究業務、市長公用車運行業務委託、女性の社会進出情報発信事業業務委託、展示会出展企画等委託業務、石狩市エネルギー地産地消事業化モデル仕様設計基礎調査委託業務
財政部	標準地鑑定評価業務委託
環境市民部	第3次石狩市環境基本計画策定業務委託、石狩市の事務・事業及び市域の温室効果ガス排出量算出業務委託、平成31年度国民

	年金保険料免除申請様式見直しに係るシステム改修業務委託
保健福祉部	石狩市生活困窮者自立相談支援事業業務委託、生活保護法診療報酬明細書点検等業務委託、石狩市放課後児童健全育成事業委託(樽川スマイルクラブ1.2)、地域子育て支援拠点事業(5日型地域支援)業務委託(えるむの森)、ファミリー・サポート・センター事業業務委託、令和元年度児童扶養手当データ標準レイアウト変更対応改修業務委託、令和元年度子育て支援システム改修業務委託
建設水道部	平成31年度都市計画基本図修正業務委託(地籍成果利活用事業)、令和元年度市有特定建築物定期報告業務委託、(仮称)花川東団地基本設計他業務委託
会計管理者	収納データ処理業務委託
教育委員会 生涯学習部	令和元年度学校職員定期健康診断業務委託、平成31年度学校心臓検診業務委託、平成31年度スクールバス運行業務委託(厚田支所所管)、スクールバス等運行業務委託(浜益支所所管)、学校給食センター調理等業務委託、図書館外構維持管理及び樹木冬囲い等業務委託、図書館新刊全件マーク作成業務委託、石狩市民図書館冷温水発生機更新工事
議会	石狩市議会インターネット映像配信業務委託
選挙管理委員会	北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙ポスター掲示板等設置及び撤去業務委託、令和元年5月19日執行の石狩市長及び石狩市議会議員選挙に係る電算業務委託

監査方法

監査の実施にあたっては、対象部局に監査の基本的な考え方を示すとともに、あらかじめ関係書類の提出を求めた。

また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けるとともに、前回監査の指摘事項の改善・措置状況についての確認も行った。

監査結果

次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※令和2年1月29日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

1. 総務部

(1) 契約事務について（抽出）

- 業務委託において、見積書の金額が100/108となっていなかった。

2. 企画経済部

(1) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張地が特定できる記入となっていなかった。

(2) 支出事務について（委託料）

- 業務委託において、契約書の内容と業務実態が異なっていた。

(3) 契約事務について（抽出）

- 業務委託において、消費税10%で執行決議をしたが、8%で契約しており、執行決議時の契約書（案）と締結した契約書が異なっていた。

3. 財政部

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 道民税徴収事務取扱交付金において、過誤納金相当額の計上に誤りがあった。

4. 保健福祉部

(1) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。
- 臨時職員の任用決議書と支出負担行為が一致していなかった。
- 臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。
- 臨時職員賃金の支給額の計算に誤りがあった。

(2) 支出事務について（委託料）

- 業務委託において、見積書の徴収の決定前に見積書を徴収していた。
- 業務委託において、見積書の金額が 100/108 となっていなかった。

(3) 契約事務について（抽出）

- 業務委託において、設計変更を行ったが、変更となる設計書が作成されていなかった。

5. 会計管理者

(1) 支出事務について（需用費）

- 物品購入において、見積合せが必要であるが、一者随意契約で発注されていた。

6. 厚田支所

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 行政財産目的外使用料において、使用料が普通財産貸付料算定基準にて算出されていた。

7. 浜益支所

(1) 支出事務について（委託料）

- 業務委託において、積算内訳書が作成されていなかった。
- 業務委託において、代理受領方式により他の機関から支払われることとしている分の委託料を支払っていた。

8. 教育委員会生涯学習部

(1) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。

(2) 支出事務について（需用費）

- 物品購入において、見積合せが必要であるが、一者随意契約で発注されていた。

(3) 支出事務について（使用料及び賃借料）

- 賃貸借において、見積書の金額が消費税相当額を除いていなく、予定価格調書の見積書比較価格欄が斜線となっていた。

(4) 契約事務について（抽出）

- 業務委託において、再委託承認は金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。

9. 選挙管理委員会

(1) 支出事務について（需用費）

- 物品購入において、見積書の金額が 100/108 となっていなく、執行決議書の見積合せ結果欄も 108/108 の見積額で記入されていた。

(2) 支出事務について（使用料及び賃借料）

- 借上において、見積書の金額が 100/108 となっていなく、執行決議書の見積合せ結果欄も 108/108 の消費税込みの金額で記入されていた。
- 一者随意契約の決定において、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。

第 2 定 期 監 査 (学校分)

監査期間

令和元年11月20日から11月28日まで

監査範囲

令和元年度監査等計画及び令和元年度監査実施計画（後期）に基づき、令和元年度上期（平成31年4月から令和元年9月まで）の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

〔対象学校・実地調査〕

学 校	実 地 調 査
緑 苑 台 小 学 校	11月26日（火）
花 川 南 中 学 校	
花 川 北 中 学 校	

〔監査項目〕

1. 支出事務
需用費、役務費
2. その他の事務
パソコンの管理に関する事務

監査方法

監査の実施にあたっては、対象学校からあらかじめ関係書類の提出を求めるとともに、監査の基本的な考え方を説明した上で、学校経営方針等について聴取した。

また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として実施し、実地調査においては、パソコンの保管状況等を確認した。

【緑苑台小学校 実地調査の状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

1. 緑苑台小学校

(1) 支出事務について

執行決議書、納品書、郵便切手受払簿等の関係書類を監査した結果、事務処理は概ね適正に執行されていると認められた。

(2) その他の事務について

PC管理簿等の関係書類及び保管状況を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

2. 花川南中学校

(1) 支出事務について

執行決議書、納品書、郵便切手受払簿等の関係書類を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

(2) その他の事務について

PC管理簿等の関係書類及び保管状況を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

3. 花川北中学校

(1) 支出事務について

執行決議書、納品書、郵便切手受払簿等の関係書類を監査した結果、事務処理は概ね適正に執行されていると認められた。

(2) その他の事務について

PC管理簿等の関係書類及び保管状況を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

第3 財政援助団体監査（その1）

監査期間

令和元年11月13日から11月28日まで

監査範囲

令和元年度監査等計画及び令和元年度監査実施計画（後期）に基づき、下記の財政援助団体及び所管部局を対象に、平成30年度財政援助等に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

団体名	石狩商工会議所
補助金等の名称	商工会議所経営改善普及事業交付金
所管部局	企画経済部（商工労働観光課）

監査方法

監査の実施にあたっては、所管部局及び財政援助団体からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から事業の概要等について聴取した。

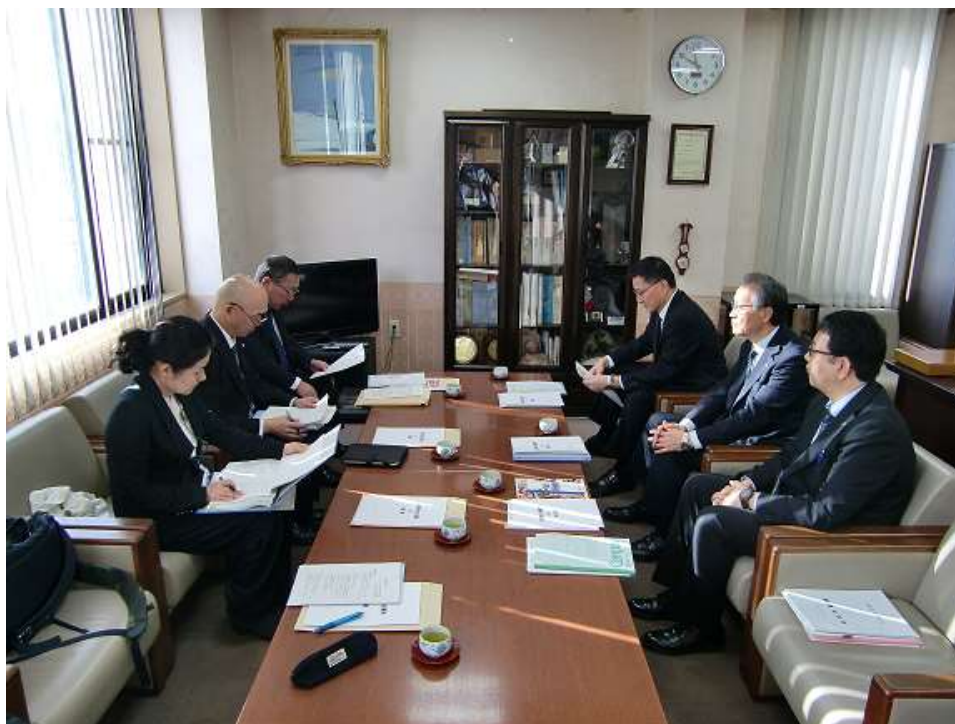
また、監査を進めるにあたり、所管部局に対しては、財政援助団体への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施し、財政援助団体に対しては、交付金の取扱い等が適正に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、百井監査委員を本監査から除斥のうえ実施した。

実地調査については、次のとおり実施した。

実施日・場所	出席者
令和元年11月28日（木） 石狩商工会議所事務所	石狩商工会議所 専務理事 加藤 光治 事務局長 佐橋 進

【実地調査の状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

〈財政援助団体〉

石狩商工会議所において、事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局へ提出した交付金の交付申請書、実績報告書等は符合するか、出納関係帳票の整備、記帳は正確か、交付金に係る収支の会計経理は適正か、その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかなどについて関係書類等により監査を行った結果、概ね適正に執行されていると認められた。

〈所管部局〉

企画経済部に対し、交付金の交付目的及び対象事業の内容は明確か、交付方法、時期、手続等は適正かなどについて関係書類等により監査を行った結果、適正に執行されていると認められた。

石狩商工会議所

【団体の概要】

(1) 設立目的等

その前身である石狩商工会が昭和 36 年に発足、その後、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的として、平成 12 年に石狩商工会から移行し、石狩商工会議所が設立された。

(2) 事業内容

- ・ 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- ・ 行政庁等の諮問に応じて答申すること
- ・ 商工業に関する調査研究を行うこと
- ・ 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと
- ・ 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと
- ・ 輸出品の原産地証明を行うこと
- ・ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること
- ・ 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること
- ・ 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと
- ・ 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと
- ・ 商事取引に関する仲介又はあつせんを行うこと
- ・ 商事取引の紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うこと
- ・ 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと
- ・ 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと
- ・ 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること
- ・ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと
- ・ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと
- ・ 国際親善の増進を図ること
- ・ 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(3) 事業の実施状況

平成30年度は、地域経済・社会基盤を支える原動力である小規模事業者等の活力助長に向けて、会員事業所における課題解決への支援や挑戦等を後押しすることが重要な役割と考え、経営改善普及事業や政策提言・要望活動等の各種事業を更に推し進めるとともに、消費税率の引き上げや軽減税率制度を視野に入れたセミナー等の実施など、会員事業所の経営基盤の強化・発展に資する事業を重点とし、「産業基盤の整備促進に向けた取り組み」「地域経済振興・活性化へ向けた取り組み」「中小企業支援対策の強化と人材育成」「会員サービスの充実と財政基盤の強化」「組織体制と活動基盤の強化」の5つの重点事業を展開した。

(4) 組織の概要

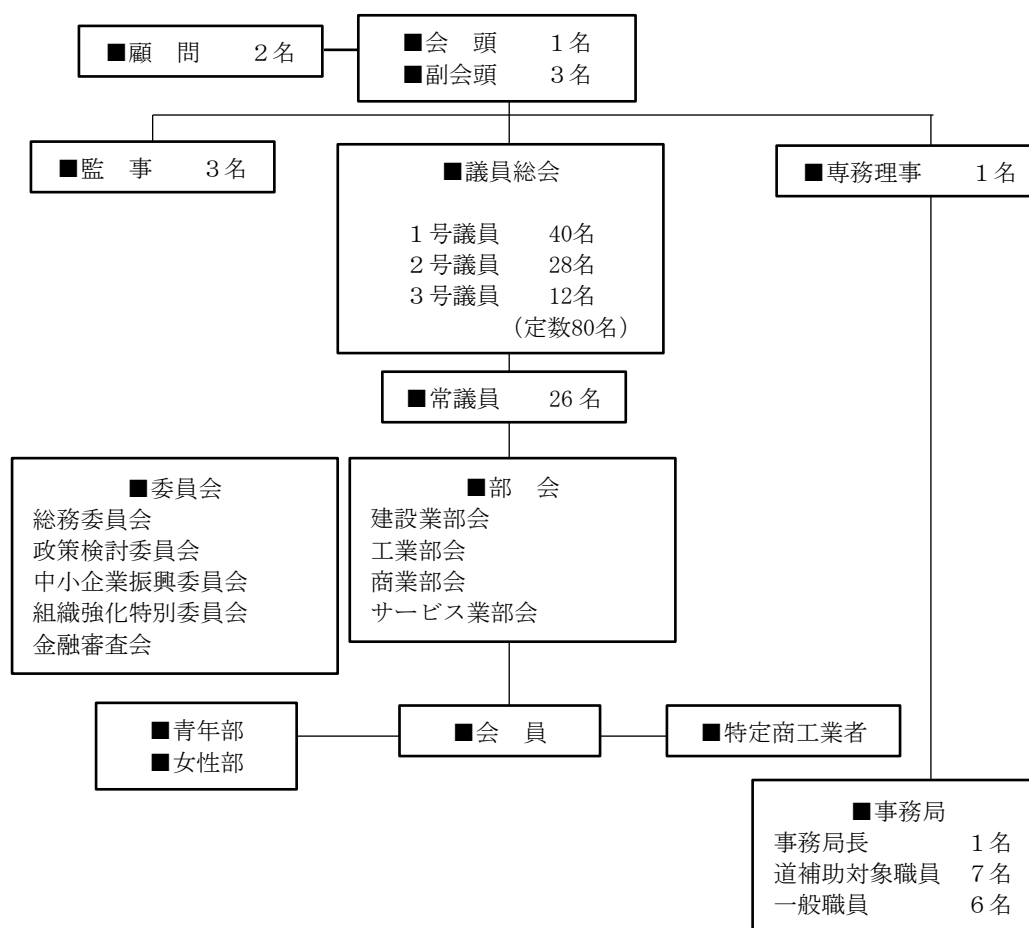
①名称・代表者

石狩商工会議所 会頭 榎本哲史

②所在地

石狩市花川北6条1丁目5番地

③組織構成



④会員数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人会員	233	226	227
法人会員	545	532	528
特別会員	68	71	70
計	846	829	825

【財政的援助の概要】

(1) 補助金等の概要

①補助金等の名称

商工会議所経営改善普及事業交付金

②補助金等の目的

商工会議所が行う経営改善普及事業及び市内商工業の改善発達を図る事業に対し交付金を交付することにより、市内中小企業者の技術能力の向上と経営基盤の安定化を図り、もって本市商工業の活性化に寄与することを目的とする。

③平成 30 年度交付額

36,869 千円

④交付手続の状況

- ・ 交付申請 平成 30 年 4 月 1 日
- ・ 交付決定 平成 30 年 4 月 2 日
- ・ 実績報告 平成 31 年 3 月 31 日
- ・ 交付額確定 平成 31 年 3 月 31 日

(2) 収支等の状況（平成 30 年度）

(収 入)

(単位：千円)

科 目	備 考	金 額
交付金等収入	商工会議所経営改善普及事業交付金	36,869

(支 出)

(単位：千円)

科 目	事業費	交付金使途の金額
経営改善普及事業費	53,053	16,714
地域振興事業費	16,499	1,200
管理費	51,258	18,955
合 計	120,810	36,869

第4 財政援助団体監査（その2）

監査期間

令和元年11月27日から12月16日まで

監査範囲

令和元年度監査等計画及び令和元年度監査実施計画（後期）に基づき、下記の財政援助団体及び所管部局を対象に、平成30年度財政援助等に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

団体名	石狩市民生委員児童委員連合協議会
補助金等の名称	石狩市民生委員児童委員連合協議会交付金
所管部局	保健福祉部（福祉総務課）

監査方法

監査の実施にあたっては、所管部局及び財政援助団体からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から事業の概要等について聴取した。

また、監査を進めるにあたり、所管部局に対しては、財政援助団体への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施し、財政援助団体に対しては、交付金の取扱い等が適正に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

実地調査については、次のとおり実施した。

実施日・場所	出席者
令和元年12月16日（月） 石狩市総合保健福祉センター2階 地域福祉活動室A	石狩市民生委員児童委員連合協議会 事務局長 沢田 茂明 担当課長 久保田 貴浩 担当主任 地蔵 純子

【実地調査の状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

〈財政援助団体〉

石狩市民生委員児童委員連合協議会において、事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局へ提出した交付金の交付申請書、実績報告書等は符合するか、出納関係帳票の整備、記帳は正確か、交付金に係る収支の会計経理は適正か、その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかなどについて関係書類等により監査を行った結果、適正に執行されていると認められた。

〈所管部局〉

保健福祉部に対し、交付金の交付目的及び対象事業の内容は明確か、交付方法、時期、手続等は適正かなどについて関係書類等により監査を行った結果、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※令和2年1月29日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

- 交付金の算定にあたり、千円未満の端数の処理方法を変更していたが、交付要綱の改定を行っていなかった。

石狩市民生委員児童委員連合協議会

【団体の概要】

(1) 設立目的等

石狩市民生委員児童委員連合協議会は、会員の職務に必要な知識及び技術の習得に努める民生委員児童委員の活動の助長と、市内6地区の地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の連絡調整と委員相互の親和協調及び地域社会福祉の推進に奉仕寄与することを目的として、平成8年9月に設立され、現在に至っている。

(2) 事業内容

- ・委員の総合研修に関すること
- ・地区民児協間の連絡調整に関すること
- ・社会福祉事業の推進に関すること
- ・その他必要とする事項

(3) 事業の実施状況

平成30年度は、平常時における安否確認のほか災害発生時に自力での避難が困難な方の安否確認や避難支援体制を整備するため地区ごとのマップの更新を行ったほか、住民の最も身近な相談相手として、地域住民や関係機関・団体と一層の連携を図るなど、地域福祉の充実に努めた。

また、ふれあい広場いしかり、高齢者・身体障がい者合同スポーツ大会、赤い羽根運動、一日合同市民相談会、歳末たすけあい運動等、各種社会福祉事業に対し協力を行ったほか、委員活動に必要な知識及び技術の習得のため、各種研修会、セミナー等に多数の委員が参加した。

(4) 組織の概要

①名称・代表者

石狩市民生委員児童委員連合協議会 会長 築田 敏彦

②所在地

石狩市花川北6条1丁目41番地1（石狩市総合保健福祉センター内）

③組織構成

会 員：131 名 役 員：会長 1 名、副会長 5 名、庶務 4 名、会計 2 名、監事 2 名 事務局：事務局長、担当課長、担当					
高齢者 福祉部会	母子父子 福祉部会	障がい者 福祉部会	児童 福祉部会	広報部	主任児童 委員会
石 狩 地 区 民 児 協	花 川 北 地 区 民 児 協	花 川 南 第 1 地 区 民 児 協	花 川 南 第 2 地 区 民 児 協	厚 田 地 区 民 児 協	浜 益 地 区 民 児 協
委員 25 名	委員 31 名	委員 23 名	委員 30 名	委員 13 名	委員 9 名
うち主任児童 委員 2 名	うち主任児童 委員 2 名	うち主任児童 委員 2 名	うち主任児童 委員 2 名	うち主任児童 委員 2 名	うち主任児童 委員 2 名

【財政的援助の概要】

(1) 補助金等の概要

①補助金等の名称

石狩市民生委員児童委員連合協議会交付金

②補助金等の目的

地域福祉の推進を図ることを目的に、複雑化する福祉問題に的確に対応できるよう、必要な知識や技術の習得に努める民生委員児童委員の活動を支援する。

③平成 30 年度交付額

12,097 千円

④交付手続の状況

- ・ 交 付 申 請 平成 30 年 4 月 1 日
- ・ 交 付 決 定 平成 30 年 4 月 1 日

・実績報告 平成31年3月31日

・交付額確定 平成31年3月31日

(2) 収支等の状況(平成30年度)

(収入) (単位:千円)

科目	備考	金額
補助金等収入	石狩市民生委員児童委員連合協議会交付金	12,097

(支出) (単位:千円)

科目	事業費	交付金使途の金額
活動費	8,014	8,014
貸付調査弁償費	236	0
共済費	377	377
会議費	29	29
研修費	889	889
地区民協交付金	1,639	1,639
旅費	129	129
負担金	806	806
需用費	345	214
合計	12,464	12,097

第5 公の施設の指定管理者監査

監査期間

令和元年10月11日から10月30日まで

監査範囲

令和元年度監査等計画及び令和元年度監査実施計画（後期）に基づき、下記の公の施設に係る指定管理者及び所管部局を対象に、平成30年度指定管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

公の施設名	石狩市リサイクルプラザ
指定管理者	公益社団法人石狩市シルバー人材センター
所管部局	環境市民部（ごみ・リサイクル課）
指定期間	平成30年4月1日から令和4年3月31日まで（4年間）

監査方法

監査の実施にあたっては、所管部局及び指定管理者からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から業務の概要等について聴取した。

また、監査を進めるにあたり、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

なお、実地調査を次のとおり実施した。

実施日・施設	出席者
令和元年10月30日（水） 石狩市リサイクルプラザ	公益社団法人石狩市シルバー人材センター 理事長 渡辺 喬 事務局長 鎌田 敏一 業務課長 佐藤 義浩 所長 齊藤 智春

【監査実施状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

〈指定管理者〉

公益社団法人石狩市シルバー人材センターに対し、当該施設の管理運営が、条例、協定書等に基づき、適正に行われているかについて、関係書類等により監査を実施した結果、概ね適正に管理されていた。

〈所管部局〉

環境市民部に対し、条例、協定書等に基づき、適正に管理が行われているかについて、関係書類等により監査を実施した結果、概ね適正に管理されていた。

石狩市リサイクルプラザ

【施設の概要】

(1) 概況

当該施設は、廃棄物の再利用、再生利用及び減量について、市民意識の啓発を図り、資源循環型社会の形成に資するため、平成 12 年 4 月に設置されたものである。

石狩市シルバー人材センターが当該施設と隣接した敷地に立地することや、平成 12 年の当該施設の開設時から業務を委託しており、コスト削減と効率性の向上に努めてきたことから、平成 26 年 4 月から指定管理者制度を導入している。

平成 30 年度の利用者数は、行事参加者数 132 人、一般・来館者数 1,383 人、団体人数が 124 人となっている。

平成 30 年度の収支決算は、収入合計 63,349,406 円、支出合計 60,848,991 円で、差し引き 2,500,415 円の黒字となった。

当該施設では、資源物の分別事業を実施するほか、資源循環型社会の形成に努めるため、さまざまな年代の市民に対して、講座や体験学習などの機会を通じ、廃棄物の再利用等に関する意識を高めるような活動がより充実されるよう期待するものである。

(2) 規模等

所在地	石狩市新港南 1 丁目 22 番地 63
施設の概要	工房、リサイクルプラント、ストックヤード
施設規模	敷地面積 5,600 m ² ・リサイクル工房 木造平屋建 建物面積 557.85 m ² ・石狩市リサイクルプラント 鉄骨造 2 階建 建物面積 1,044.29 m ² ・ストックヤード 鉄骨造平屋建 建物面積 255.0 m ²
利用料金制の適用	無
開館時間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
休館日	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 3 条第 1 項及び第 3 項に規定する休日（日曜日である場合を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

(3) 利用状況

(単位：人)

区 分	行事参加者数	一般・来館者数	団体数	団体人数
平成30年4月	32	124	0	0
5月	22	131	1	5
6月	8	102	1	15
7月	0	120	1	7
8月	7	108	2	66
9月	8	105	0	0
10月	10	120	2	31
11月	11	106	0	0
12月	11	116	0	0
平成31年1月	23	111	0	0
2月	0	108	0	0
3月	0	132	0	0
計	132	1,383	7	124

(4) 収支決算の状況

(単位：円)

区 分		金 額
収 入	指 定 管 理 料	62,978,000
	事 業 収 入	371,406
	計	63,349,406
支 出	人 件 費	35,717,628
	委 託 費	2,715,366
	管 理 費	17,558,997
	本 部 経 費	4,857,000
	計	60,848,991
収 支 差 引		2,500,415

【指定管理者の概要】

(1) 名称・代表者

公益社団法人石狩市シルバー人材センター
理事長 渡辺 喬

(2) 所在地

石狩市新港南1丁目22番地66

(3) 設立年月日

平成3年8月28日

(4) 平成30年度の主な事業実施状況

①会員の増強と就業機会創出の推進

- ・会員拡大のため、毎月2回の定期入会説明会、市内5か所の集会所で開催した出前入会説明会、センター主催の講演会に併せた入会説明会、会員による口コミPR活動による積極的な勧誘等
- ・就業拡大のため、理事による就業機会創出活動、新たに会員の中から就業開拓員を配置し、新港地域を中心に10日間、延149社の訪問活動等

②普及啓発活動の推進

- ・一般家庭用チラシの全戸配布や広告掲載、市広報への会員入会PR記事の掲載、会報を市内3か所のコミュニティセンターと市役所のあい・ボードへ備え置き等

③指定管理施設の適正な管理運営

- ・石狩市リサイクルプラザ、石狩市横町寿の家の指定管理業務の実施

④技能講習会の実施

- ・家事援助サービス基礎講習「調理実習」、草刈講習会、剪定講習会、冬囲い講習会、高齢者活躍人材育成事業「生活支援講習」の実施

(5) 組織構成

